

令和6年能登半島地震復興基金 —地域の再建支援メニューのお知らせ—

令和6年能登半島地震により被災された市民の皆さまが、一日でも早く、安全・安心な生活を送ることができるよう、各種支援制度などをご案内します。

石川県復興基金の創設や市の9月補正予算において、地域の実情に応じた施策を実施するため、支援制度を拡充しました。

地域の会館や神社など、地域コミュニティ施設再建支援や、高齢者世帯への緊急情報システム設置など、きめ細やかなニーズに対応することを目的としており、被災された方々の早期復興のために行う事業に活用していただくものです。

地域コミュニティ施設等再建支援事業 総務課 ☎22-7161

被災した地域のコミュニティを維持するために、会館や神社、忠魂碑などの再建に要する経費を支援します。

対象経費（※土地購入費および事務費は除く）

①建替えの場合

本体工事、付帯設備（電気、空調、衛生など）、外構工事、地盤復旧・改良工事、設計監理委託に要する経費

②修繕の場合

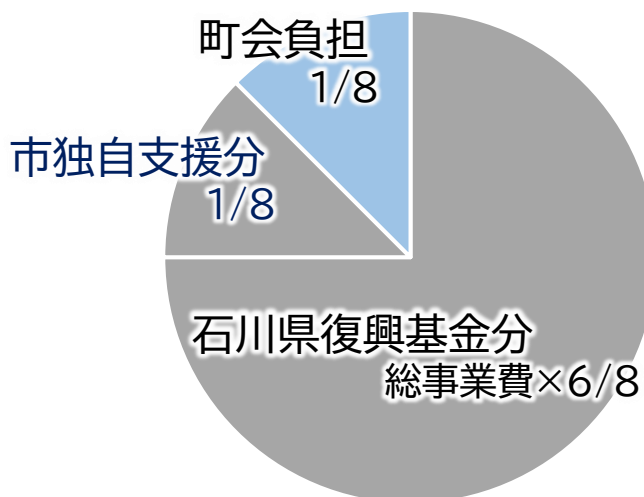
建物本体、付帯設備および外構工事の補修工事、地盤復旧・改良工事および設計監理委託に要する経費

対象者 上記施設を管理する集落または自治会

交付基準 補助率：7／8（復興基金6／8、市独自支援1／8）

上限額：1,400万円／件 ※復旧済みの施設も、発災時まで遡及して交付対象とします。

【負担割合イメージ】



被災された方の転居等支援事業

住まいの支援窓口 ☎22-7196

住居が被災したことにより、応急的な住まいでの生活を余儀なくされた人が、県内の住まいに住み替える場合の転居に要する費用を支援します。

支援対象 次のいずれかに該当する人

- ①全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊のり災証明書の交付を受けた人
- ②長期避難世帯、敷地被害解体世帯
- ③応急仮設住宅（建設型・賃貸型）、公営住宅入居者で、供与期間内に退去した人

申請期限 入居した日から6カ月以内

（※制度施行日の令和6年10月7日以前の入居は令和7年4月6日まで）

■ 恒久的な住まい（自宅、民間賃貸など）への引っ越しの場合

交付基準 ①賃貸型応急住宅や公営住宅から、建設型応急住宅への移転

②応急的な住まいから、県内の恒久的な住まい（新築・購入・補修、又は賃貸住宅や公営住宅）への転居

助成額 ①、②各一律10万円（1世帯1回限り）

■ 民間賃貸住宅の入居の場合

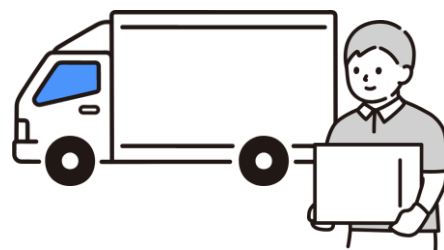
交付基準 民間賃貸住宅入居の際の初期費用（敷金など）

助成額 一律20万円（1世帯1回限り）

■ 公営住宅への入居の場合

交付基準 公営住宅入居の際の初期設備費用（コンロなど）

助成額 一律20万円（1世帯1回限り）



被災者見守り対策強化事業

地域包括ケア推進室 ☎22-5314

応急仮設住宅（建設型・賃貸型）など入居する高齢者世帯（65歳以上）および要配慮世帯が安心して日常生活を送ることができるように、緊急通報システムを設置します。

支援対象 応急仮設住宅などに入居する以下①～③のいずれかに該当する人で、見守り対策の強化が必要な人

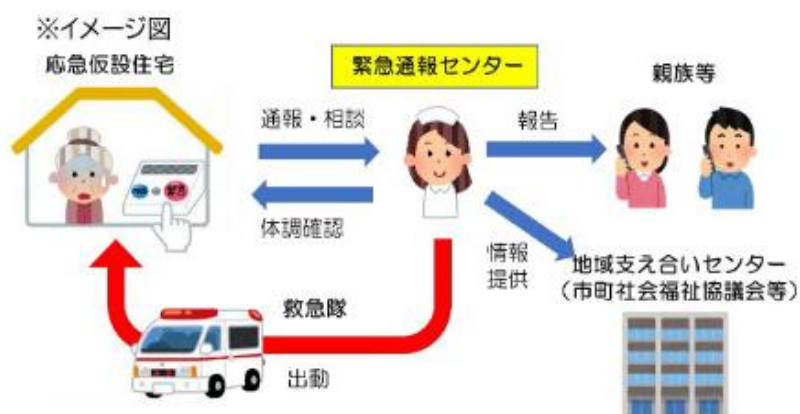
- ① 独居高齢者世帯・夫婦高齢者世帯（65歳以上）
- ② 要配慮世帯
- ③ 市長が特に必要と認めるもの

支援内容 緊急通報システム（センサー）を設置し、反応の有無の検知により、安否確認を行う。

対象経費 応急仮設住宅（建設型・賃貸型）などに入居する高齢者世帯（65歳以上）および要配慮世帯に、緊急通報システムを設置する経費、端末の使用料

交付基準 補助率：10/10

【設置端末例】



地域水道施設復旧事業

総務課 ☎22-7161

被災した地域住民が管理する水道施設の復旧に要する経費を支援します。

支援内容 地域住民が管理する水道施設を原形復旧するために要する経費
※取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送付施設、配水施設、給水施設

交付基準 補助率：2／3
上限額：100万円／件
※復旧済みの施設も、遡及して交付対象とします。

私道復旧事業

地域整備課 ☎22-1119

被災した集落などにおける住民の生活環境の早期回復を図るため、公道と集落などを結ぶ生活道路である私道の復旧に係る経費の一部を支援します。

支援対象

被災した生活道路である私道（民有地）の原型復旧に要する経費で、次の全ての要件を満たすもの

- ①一般交通の用に供しているものであること
- ②公道に接続するものであること
- ③幅員が概ね1.8m以上あること
- ④所有者の異なる住宅が連担して2戸以上
立ち並んでいるものであること
- ⑤住民などで維持管理しているものであること



交付基準 補助率：2／3
上限額：1,200万円／件

共同墓地復旧支援事業

環境安全課 ☎22-7176

町会などが管理する墓地の共有部分の復旧に要する費用を支援します。

支援対象 町会などが管理する墓地の共有部分を復旧するために要する経費
※宗教法人、個人が経営主体の墓地は対象外
※共有部分：通路、擁壁、水路、水道管など
(無縁墓も個人の墓と同等と見なし、
墓石の修繕費用は対象外)

交付基準 補助率：1／2
上限額：1,200万円／件
※復旧済みの施設も、遡及して交付対象とします。



土砂災害特別警戒区域内の被災住宅再建支援事業

地域整備課
☎22-1119

土砂災害特別警戒区域内において、地震による住宅被害で再建(移転・建替え)が必要となった被災者に対し、住宅の移転に要する費用や現地建替えに要する費用の一部を支援します。

支援対象

- (1)住宅移転費支援事業:レッドゾーン(特別警戒区域)・イエローゾーン(警戒区域)以外への移転に要する費用
- (2)住宅補強費支援事業:現地(土砂災害特別警戒区域内)での建替え(部分建替えを含む)時に必要な費用

対象者 以下2要件を全て満たす、地震による住宅被害で再建(移転・建替え)が必要となった被災者

- ・土砂災害特別警戒区域内に、区域指定前から居住していること
- ・被災者生活再建支援制度の対象で、被害程度区分が半壊以上の自己用住宅(賃貸住宅を除く)

交付基準

- (1)住宅移転 上限額:300万円 要件:被災住宅を除却し、移転先が石川県内
- (2)住宅補強 上限額:150万円(対象経費に1/2を乗じた額) 要件:移転が困難な被災者

自費解体制度の申請受付期間の延長

住まいの支援窓口 ☎22-7196

能登半島地震により損壊した半壊以上の被災家屋などについて、すでにご自身で「解体・撤去」を行った場合、その費用の一部を償還するものです。

申請期間 令和6年3月1日から **令和7年3月31日まで(令和7年1月31日契約分まで)**

国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険 一部負担金の免除期間の延長

能登半島地震により被災された次の(1)～(5)のいずれかに該当する人の国民健康保険及び後期高齢者医療の一部負担金、介護保険の介護サービス利用料の免除を行っています。

免除対象期間を「**令和6年12月末**」までに、延長しました。

- (1)住家の全半壊、全半焼、床上浸水またはこれらに準ずる被災をした人
- (2)主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病(1カ月以上の治療を有する状態)を負われた人
- (3)主たる生計維持者の行方が不明である人
- (4)主たる生計維持者が業務を廃止、または休止された人
- (5)主たる生計維持者が失職し、現在収入がない人

問合せ 国民健康保険・後期高齢者医療保険については 市民窓口課 ☎22-7194
介護保険については 地域包括ケア推進室 ☎22-5314

被災した住宅に対する各種補助制度など“住まいの支援窓口”で受け付けているほか、市に関する情報は、市ホームページ、LINE、安全・安心メールにて発信しています。

住まいの支援窓口



0767-22-7196

時間 9:00～16:00(平日)

場所 羽咋市役所2階



市ホームページ



公式LINE



安全・安心メール

発行者 羽咋市(秘書課担当) ☎0767-22-0771 FAX 0767-22-8109
〒925-8501 石川県羽咋市旭町ア200番地 メール kouhou@city.hakui.lg.jp